



# 墜落・転落災害撲滅キャンペーン

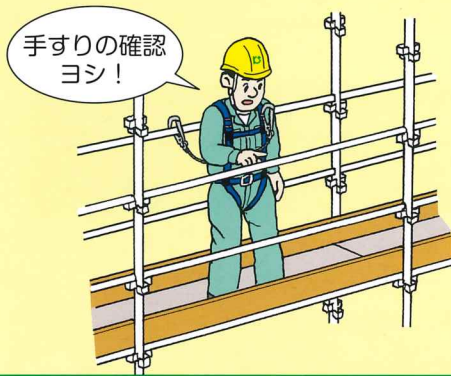
実施期間：令和4年8月1日～9月10日

主唱：建設業労働災害防止協会

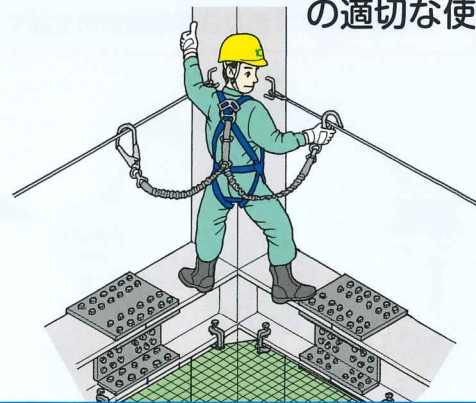
建設業で働く皆さん

足場で作業する時は、**手すりが設置**されているか、  
**必ず確認**しましょう！

足場で作業するなら、  
しっかり「手すり」



2丁掛け  
フルハーネス型安全帯  
の適切な使用



- 労働安全衛生規則では、足場の組立て、一部解体又は変更の後等に足場全体の点検を行う（第567条第2項）とともに、足場で作業を行う**すべての事業者**に対して、**その日の作業を開始する前に**、作業を行う箇所の「足場用墜落防止設備」（手すりなど）の取り外しや脱落の有無について、**必ず点検**し、異常を認めたときは、**直ちに補修**をしなければならないと定めています（第567条第1項）。
- 作業床を設けることが困難なとき（第518条第2項）や、作業床の端等で手すり・囲い等を設けることが困難なとき（第519条第2項）は、フルハーネス型安全帯（要求性能墜落制止用器具）を必ず使用しましょう。



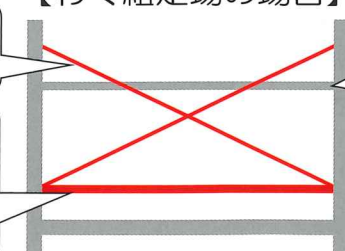
キャンペーン期間中は、「安全施工サイクル」の作業開始前点検に、  
**<朝の全事業者一斉足場点検>**を入れて、「足場用墜落防止設備」に異常があった時は、直ちに補修するように徹底しよう！

## 足場用墜落防止設備とは

※ □にチェックして、確認しましょう。

【わく組足場の場合】

- ☐ 交さ筋かい  
または  
☐ 手すりわく
- ☐ 下さん  
(高さ15～40cm以下)  
または  
☐ 幅木  
(高さ15cm以上)



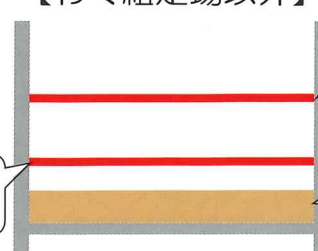
- ☐ 上さん  
(より安全な措置)

- ☐ 中さん  
(高さ35～50cm)

【わく組足場以外】

- ☐ 手すり  
(高さ90cm以上)  
(安衛則では85cm以上)

- ☐ 幅木  
(より安全な措置)



※ 内側（躯体側）と外側の両方に、同様の措置が必要です。



## <労働安全衛生規則 第567条 第1項>

事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

## 事業者の皆さん!!

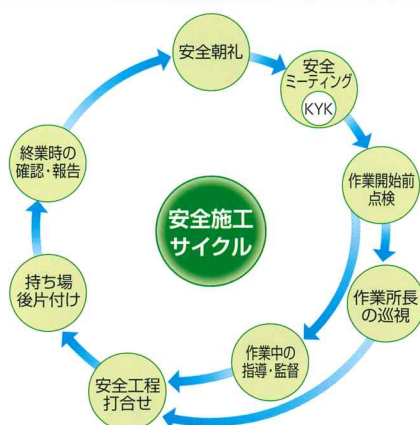
型枠大工さん、鉄筋屋さん、左官屋さん、塗装屋さん……など、

**足場の上で作業をする、すべての事業者の皆さん、  
「足場用墜落防止設備」の作業開始前点検の義務は、皆さんにあります。**

事業者の皆さんが雇用する労働者の方が足場で作業をする場合は、職長さんなどに作業する箇所の「足場用墜落防止設備」の点検を必ず実施させ、異常があるときには、元請などに伝えて、直ちに補修してもらってください。

また、異常がある状態では作業しないよう、職長さんなどに確実に指示してください。

建災防では、安全管理士による現場安全パトロール（有料）を実施しています。  
ご希望の方は本部及び各都道府県支部にお問合せ下さい。また、啓発用ポスター等も頒布しています。

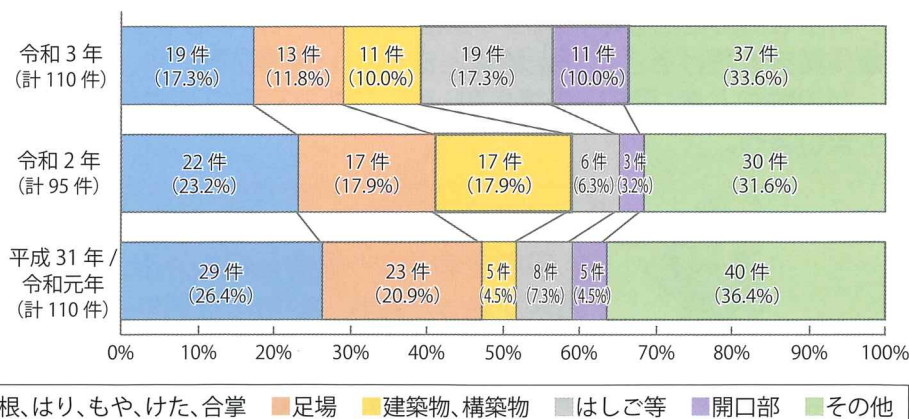
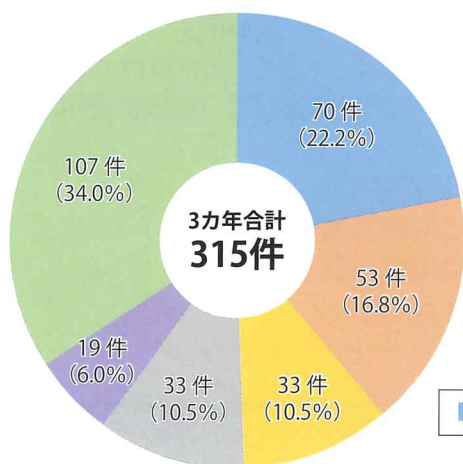


キャンペーン期間中は作業開始前点検に、  
「朝の全事業者一斉足場点検」を!

朝からの人も、お昼からの人も、  
始業時間に関係なく、作業前の  
足場の手すりなどの点検は義務です。



## 【平成31年 / 令和元年～令和3年の建設業における「墜落・転落」による死亡災害発生状況】



資料出所：平成31年 / 令和元年～令和3年 労働災害発生状況・確定値（厚生労働省発表）  
※割合 (%) の合計は端数処理上 100% にならない場合があります。

令和3年の建設業における「墜落・転落」による死亡災害は110件と、令和2年（95件）に比べて増加しています。

一方、「墜落・転落」による死亡災害のうち約半数を占めていた「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「足場」、「建築物、構築物」を起因物とする死亡災害は約40%にまで減少しましたが、「はしご等」を起因物とする死亡災害が前年に比べて約3.2倍の（6件→19件）大幅な増加となっています。

引き続き、屋根等や足場における作業での安全確保のため、墜落防止設備の設置及びフルハーネス型安全帯の着用をお願いするとともに、足元が不安定になりやすいはしご等ではなく、ローリングタワー（移動式足場）や作業台の使用を検討し、はしご等を使用する際には、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぐなどの対策をお願いいたします。

はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策については、厚生労働省から「はしご」と「脚立」の作業前点検のチェックリストが公表されていますのでご活用ください。

